

6 自然との共生

府民が自然環境を通じて心の豊かさ、うるおいを実感でき、自然と共生する社会の実現をめざし、地域住民の参加によるみどり環境の創出などを進めます。

(1) 生物多様性の確保

■鳥獣保護管理事業

鳥獣の保護管理を通じて、生物の多様性の確保等を図ります。

平成18年度は、府の鳥獣保護事業の基本的な考え方や施策の方向性を示すための第10次鳥獣保護事業計画（計画期間：平成19年度からの5か年）を策定します。

また、近年深刻化してきているシカ、イノシシによる農林業被害等に対応するため、第2期シカ保護管理計画及びイノシシ保護管理計画（いずれも計画期間：平成19年度からの5か年）を策定し、適正な個体数管理と被害対策等を講じていきます。

■生物生息ポテンシャルマップによるエコロジカルネットワーク形成手法調査

都市部でのエコロジカルネットワークの構築に資するため、平成17年度に地理情報システム(GIS)を用いて作成した「生物生息ポテンシャル地図（自然度マップ）」を活用して現地調査を行い、生物のネットワークを阻害する要因や障害の有無、ネットワークの強化にあたり必要と思われる事象などを明らかにします。

【エコロジカルネットワーク】種の多様性を維持する上で生息環境の確保が不可欠であることから、各地に分散する生き物にとって重要な生息地を、緑や水路などで結ぶことで行き来を可能にし、孤立化しないようなネットワーク。

(2) 自然環境の保全・回復・創出

■企業参加の森づくり推進事業【新規】

地球温暖化防止や生物多様性の確保のため、放置されて荒廃した人工林や竹林を、企業の参加により整備して広葉樹林化する「アドバトフォレスト」制度を推進します。

■花とみどりの街づくりモデル事業【再生】

都市環境の改善や街の魅力アップに貢献するため、民間施設での質の高い緑化プランを公募し、助成します。

■自然再生事業（神於山）

岸和田市神於山において、「神於山保全活用推進協議会」で策定された自然再生全体構想に基づき、手入れが行われなくなり拡大した竹林などにより荒廃した里山を再生するため、治山事業の導入や企業、ボランティア団体、地域住民などの多様な主体の参画により、竹林の伐採、落葉広葉樹等の植栽を行い、良好な里山林を創出します。



<上空から見た神於山>

■「共生の森」構想の推進

国の都市再生プロジェクト（第3次決定 都市環境インフラの再生・緑の創出）で、堺第7-3区において緑の拠点を整備することが位置づけられていることを受け、社会実験的な大規模な森、ビオトープ空間等を創出・再生し、自然とのふれあいの場としての活用を図る「共生の森」構想を推進します。

今年度は防風林の基盤整備、府民・企業・NPO等の多様な主体の参加による森づくりを進めます。

■おおさか農空間づくりアクションプランの実践

平成17年3月に策定された「おおさか農空間づくりアクションプラン」に基づき、府民や多様な主体と協働しながら、「資源循環」「安全・安心」「地域づくり」「交流・共生」の4つの重点分野ごとに環境に配慮した事業を実施しています。

「交流・共生」分野では、堺市南区において、自然環境のモニタリング調査に基づき、環境団体・地域住民などと連携したワークシップに取組み、環境に配慮した農道を整備し、都市住民との交流促進を図ります。

■大阪湾の海域環境の回復・創造

大阪湾における海域環境の保全に資するため、魚介類の産卵場、稚仔魚の育成場として機能する増殖場（藻場）の造成を図ります。

平成18年度は、次期増殖場の整備計画策定のための基本設計等を実施します。

■魚庭（なにわ）の森づくり活動推進事業

豊かな海を育てるためには、健全な森林から供給される河川水に含まれる栄養分が重要であることから、森・川・海を一体として捉えることが必要と認識されています。

そのため、大阪湾を豊かな漁場として育む

ことを目的として、大阪府漁業協同組合連合会を中心となり、漁業者自らが植樹や間伐等を行う「魚庭（なにわ）の森づくり」活動に対し、支援していきます。



〈魚庭（なにわ）の森づくりの様子〉

(3) 自然とのふれあいの場の活用

■オアシス整備事業

ため池を農業用施設として活かしつつ、都市に“うるおい”と“やすらぎ”を与える地域の貴重な環境資源として、安全なまちづくり、自然環境の保全、教育・文化の推進等を目的とした総合的な整備を行うとともに、住民参加による快適な水辺環境づくりを行います。

■いきいき水路整備事業

農業用水路の改修により、雨水の安全な排水などの防災対策を実施するとともに親水護岸や遊歩道の整備など、水と緑豊かな水辺環境づくりを推進します。

また、住民参加による水生植物の植栽や環境学習などの取り組みを行います。

■ふれあい漁港の整備

漁業活動の拠点としての機能だけでなく、府民も容易に近づき楽しむことのできるよう多目的広場や親水護岸を備えた「ふれあい漁港」を岬町の深日漁港及び小島漁港で整備します。

(4) 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用

■大阪府広域緑地計画の改定【新規】

都市の「みどり」に対する府民ニーズの高まりや、景観緑三法の制定、大阪府自然環境保全条例の改正等の趣旨を踏まえ、大阪のみどりの将来像実現に向けて、緑・オープンスペースの新たな確保方策等を盛り込むため、次の事項等について検討します。

- 官・民が一体となった新しいみどりづくりの方針
- 官が形成するみどりの拠点や軸の形成手法
- 民有地緑化の誘導手法
- みどり景観形成のための基本方針

■堺第2区親水緑地整備事業

堺第2区において、海辺の立地特性を活かしつつ、大規模な工場用地の土地利用転換などによる新しい都市拠点を形成するため、都市再生特別措置法に基づき、現在、民間事業者による商業アミューズメント事業が進められています。

この商業アミューズメント施設に併せて、既設護岸や静穏海域を活用した親水緑地を整備することにより、府民がより海を身近に感じる海辺空間を創造します。

■「水の都大阪」の再生に向けた河川環境整備

平成13年に「水の都大阪の再生」が、国の都市再生プロジェクト（第3次決定 都市環境インフラの再生・水循環系の再生）に選定されたのを受けて、平成15年3月に公民協働して取り組む指針として策定した、「水の都大阪再生構想」に基づき、親水護岸や遊歩道整備、船着場など、背後地のまちづくりと一緒にとなった魅力ある水辺空間の整備を行います。平成18年度は、大川や安治川で遊歩道の整備を進めます。



＜整備イメージ 安治川中央卸売市場付近＞